

令和5年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(令和5年2月17日)

茨城県南水道企業団議会

令和5年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和5年2月17日（金） 午後1時30分 開 会

議事日程

- 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2. 会期決定の件
- 日 程 第 3. 議案第 1 号 茨城県南水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例について
- 日 程 第 4. 議員提出議案第 1 号 茨城県南水道企業団議会の個人情報保護に関する条例について
- 日 程 第 5. 議案第 2 号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 5 号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について
- 日 程 第 6. 意見書案第 1 号 茨城県企業局が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書（案）
- 日 程 第 7. 一般質問
-

出席議員	議長	9番	椎 塚 俊 裕	議員
		1番	大 越 勇 一	議員
		2番	若 泉 昌 寿	議員
		3番	鈴 木 勝 利	議員
		4番	北 島 登	議員
		5番	杉 森 弘 之	議員
		6番	柳 井 哲 也	議員
		7番	久米原 孝 子	議員
		8番	山 崎 孝 一	議員
		10番	伊 藤 悦 子	議員
		11番	根 岸 裕美子	議員
		12番	岩 澤 信	議員
		13番	染 谷 和 博	議員

14番 佐藤隆治議員

欠席議員

なし

説明のための出席者

藤 井 信 吾	企 業 長
根 本 洋 治	副 企 業 長
佐々木 喜 章	副 企 業 長
萩 原 勇	副 企 業 長
野 友 省 男	事 務 所 長
川 井 克 治	次 長
秋 田 浩 樹	次 長
山 下 聡	経 営 企 画 課 長
腰 塚 信 行	業 務 課 長
本 多 裕 之	施 設 課 長
関 野 修 一	給 水 課 長
山 本 信 之	会 計 課 長
倉 島 正 彦	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

小 嶋 哲 夫	局 長
平 野 恵 美	係 長
山 越 公 裕	書 記
小 川 裕 大	書 記

令和5年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例について
議員提出議案第 1 号 茨城県南水道企業団議会の個人情報保護に関する条例について
議案第 2 号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号 茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 5 号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について
意見書案第 1 号 茨城県企業局が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書（案）

令和5年第1回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質問の要旨
1 杉森 弘之	<p>1 議案第1号 (1) 実施状況の公表に関して (1) 「個人情報の保護に関する法律」では、(国会に対する報告) 第百六十三条で、「委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。」となっているが。</p> <p>2 議案第2号 指定納付受託者に関して (1) 「指定納付受託者」への変更に伴う、委託対象の拡大、クレジットカード決済、スマートフォンアプリの利用等の予定</p> <p>3 議案第3号 (定年前再任用短時間勤務職員) 第12条に関して (1) 「短時間勤務」の規定、例えば、1日15分短くしても短時間勤務か、常勤職員、再任用、会計年度任用職員の労働条件の相違(時給・日給・月給、期末手当・勤勉手当、退職手当、扶養、病休、住居、地域等)</p>
2 伊藤 悦子	<p>1 議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について (1) 条例の名称を法律施行条例とする理由は何ですか。 (2) 改正の大きな点は何ですか。改正によって具体的な運用はどうなりますか (3) 第3条、個人情報管理者は誰ですか (4) 第4条、保護審査会に報告する内容は (5) 第9条、審査委員会の人数、審査委員の資格について (6) 第11条、実施機関の公表はどのように行われますか</p> <p>2 回目 1 改正の大きな点について 規則はいつつくられますか</p> <p>2 議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p>

	<p>(1) 改正の理由と納付方法の具体的な変更の内容、変更時期、利用者への周知について</p> <p>3 議案第3号 茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(1) 定年延長で職員の新規採用について</p> <p>(2) 特例の役職の給与はどうなりますか</p> <p>(3) 60歳で退職した時の退職金は、自己都合退職と扱われるのですか</p> <p>(4) 再任用の給与はどうなりますか</p>
<p>3 根岸裕美子</p>	<p>1 議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について</p> <p>(1) これまでの個人情報開示または外部提供の主な提出先と使用目的は</p> <p>(2) 第8条第2項に「直接交付する方法により受けようとする者」とあるが、直接交付でない場合はあるか</p> <p>(3) 個人情報の管理が国に一本化されることにより、これまでの裁量権が狭められるのではないかと危惧しているがどのようにとらえているか</p> <p>(4) 今後個人情報保護委員会に管理監督を受ける一方、必要な情報提供又は助言を求めることが可能とされている。では反対に、個人情報保護委員会に対し、意見、異議を唱えることは可能か</p> <p>(5) 個人情報の保護に関する法律では、匿名加工情報の活用も可能となる。匿名加工情報の提供の想定はあるか</p>
<p>4 北島 登</p>	<p>1 議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について</p> <p>(1) 第4条に外部提供の報告の規定があるが、外部提供についてどんな場合を想定しているのか。</p> <p>(2) 第8条に開示請求の手数料は法89条では実費となっているが無料としている理由。</p> <p>2 議案第5号 茨城県南水道事業会計予算書</p> <p>(1) 予算書P3に費用増加の要因について「前年度期中における新電力会社との契約締結が影響している」とあるが、どの程度の費用増加となったのか。また、4月以降電力料金の値上げが予想されてい</p>

	<p>るが、その影響をどう見込んでいるか。</p> <p>(2) 予算書P 9「資本的収入」にある負担金の内訳は。</p> <p>(3) 予算書P 8「収益的支出」で資産減耗費266,231千円とあるが、その理由と内訳。</p>
--	--

一般質問

議員	質問の要旨
1 伊藤 悦子	<p>1 暮らしを圧迫する水道料金の引き下げについて</p> <p>(1) 浄水費の使用量と契約水量の差額は、利用者負担となっている。契約水量は、使用量の実態に合わせることにについて</p> <p>①令和5年度の契約水量と使用量との差について、水量と金額について伺います。</p> <p>②物価高騰が続き、コロナ禍における経済の回復が戻らない中、生活は厳しくなっています。契約水量と使用量との差について利用者が負担することについての認識について</p> <p>③契約水量削減は、令和3年度の決算では契約水量と1日最大給水量との差は10888m³ですが県西広域水道との統合による6800m³の削減は施設整備の進捗状況によるといいます。早期実施のための取組は、削減はまだ足りません。その取組みについて</p> <p>④水道料金は値上げされ、利用者は使っていない水の分まで払うのは納得できないと怒っています。過大な契約水量は国・県に責任があります。国・県に負担を求めるべきですがいかがですか。</p> <p>2 水道料金減額について</p> <p>(1) 減額の取組みを</p>
2 北島 登	<p>1 水道事業広域化について</p> <p>(1) 広域連携についての研究会の開催状況とその内容。</p> <p>2 県南西地域水道基盤強化計画について</p> <p>(1) 当企業団にとって基盤強化によるメリット、デメリット</p> <p>(2) 大規模災害における施設被害対策</p> <p>(3) 施設の耐震化、配水池の統合についての考え</p> <p>(4) 県西地域への契約水量の融通の見通しはどうか</p>

午後 1時30分 開 会

○椎塚俊裕 議長

ただいまから、令和5年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は14名、全員出席でありますので、会議は成立いたします。
それでは、これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○椎塚俊裕 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、5番、杉森弘之議員、6番、柳井哲也議員、両名を指名いたします。

◇日程第2 会期決定の件

○椎塚俊裕 議長

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○椎塚俊裕 議長

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号

○椎塚俊裕 議長

日程第3、議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日は、令和5年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変御多用中にもかかわらず御参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、私ごとながら、貴重な定例会のお時間の一端をお借りいたしまして、皆様方に御礼を申し上げたいと思っております。

平成19年の4月に取手市長に着任し、以来、平成27年10月まで副企業長、そして平成27

年10月からは企業長として、この県南水道企業団のこの圏域の皆様方の水道供給という大変重たい使命のある水道企業団の事業に関わらせていただきましたこと、ひとえに議員の皆様をはじめ、皆様方のお助けがあつてのこととさせていただきます。心より、この間の御指導に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後とも、茨城県南水道企業団が圏域内の利用者、住民の付託に応えるよい仕事を引き続き頑張ってくださいというふうに思っているところでございます。皆様方の御健勝でますますの御活躍、県南水道企業団の発展を心よりお祈り申し上げます。

それでは、令和4年度の管路更新工事等の進捗状況について振り返りをさせていただきますと存じます。

昨年度からの繰越工事も合わせまして、管路更新工事につきましては、距離にして25キロ、更新率で1.74%となる見込みとなっております。今後も引き続き目標の更新率を達成できるよう、精力的に取り組んでまいります。

次に、茨城県が中心となつて行われております水道事業の広域連携につきましては、現在、経営統合に向けた研究会が開催をされており、令和6年度より開始されます協議会へ向け、協議が進められている段階であります。今後も、進捗状況等につきまして、適宜御報告をさせていただきます。

それでは、議案について御説明いたします。

初めに、議案第1号、個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして、令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、地方公共団体に関する規定につきましては、令和5年4月1日から施行されることとなります。この法改正に伴い、企業団の個人情報保護条例を廃止し、新たに必要な規定を整備するため、個人情報の保護に関する法律施行条例として制定するものであります。

慎重なる御審議のほどを賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げ、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

○椎塚俊裕 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

<5番、杉森弘之議員 登壇>

○5番（杉森弘之 議員）

改めまして、こんにちは。牛久市議会の杉森弘之でございます。

議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について、質疑をいたします。

実施状況の公表第11条では、実施機関は、この場合、実施機関とは企業長及び監査委員をいうとなっておりますけれども、毎年一回、それぞれの機関における法及びこの条例の運

用状況について一般に公表しなければならないとなっています。

個人情報保護に関する法律では、施行の状況の公表第162条で、委員会は、この場合、委員会とは内閣総理大臣の所轄に属する個人情報保護委員会のことですが、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。2、委員会は毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとするとし、さらに、国会に対する報告第163条では、委員会は毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないとなっています。

つまり国レベルでは、国会に、つまり議会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表することを義務づけていますが、地方レベルでは、一般に公表するだけで、議会に対して所掌事務の処理状況の報告をしなくてもよいということなのかどうか、企業団の見解とその根拠をお聞きいたします。以上です。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

杉森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議案第1号、個人情報保護に関する法律施行条例における実施状況の公表に関してについてであります。企業団施行条例第11条には、実施機関は年一回、運用状況を公表することと規定されております。

以前に制定されておりました旧個人情報保護条例にも、同様に公表が義務づけられており、運用状況を企業団の個人情報保護審査会に報告した後、ホームページ及び構成団体の各広報紙に年一回公表を行ってまいりました。

施行条例制定後の報告及び公表の方法につきましても、現在と同様の方法で行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質疑を終わります。

まず最初に、議案第1号についての質疑をお受けいたしております。

続けて、これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、質疑を行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例についてです。

これは、現在の茨城県南水道企業団個人情報保護条例を廃止し、茨城県南水道企業団個

個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるものです。そこで、お聞きいたします。

一つは、法律施行条例になる、その理由。

二つ目に、新たな条例となりますが、今までの条例との大きな違いは何ですか。この施行条例の運用がどうなりますか。

3点目、第3条の個人情報管理者は誰になりますか。

4点目、第4条の利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、または提供したとき、第9条第1項に規定する茨城県南水道企業団個人情報審査会に報告しなければならないとあります。その報告の内容について伺います。

5点目、第9条の審査会委員の人数、審査委員の資格についてお尋ねします。

6点目は、ただいま回答がありましたので、これは割愛いたします。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議案第1号、個人情報の保護に関する法律施行条例についてであります。名称を法律施行条例とする理由につきましては、以前は、各地方公共団体でそれぞれ個人情報の保護に関する条例を制定しておりましたが、今回、新たに個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、国の機関等においては令和4年4月から、地方公共団体は令和5年4月から施行条例として詳細を施行するよう、個人情報保護委員会からの通知によるものです。

次に、改正の大きな点として、制度上は個人情報保護委員会が国の機関として設置され、国と地方公共団体の個人情報に対する責任の区分が明確化されたことが挙げられます。

次に、具体的な運用としましては、新たな条例、規程等の整備、保護管理者、監査委員等の管理体制の構築、職員等への教育、研修、個人情報の取扱いに関するアクセス権限等、情報セキュリティシステムの検証、委託業者との新たな基準での契約書の締結、監査等の実施、漏えい防止及び事故発生時のマニュアル等の作成などが新たに運用されることとなり、以前と比較し、より厳格な管理の下、個人情報を取り扱うことが要求されることとなります。

次に、個人情報管理者の選任につきましては、個人情報管理者には、保有する個人情報のアクセス、監視、媒体の管理、情報の外部への持ち出しの管理、複製の制限、共有サーバー等の情報の管理等が義務づけられており、各課単位での詳細な管理を要すべき内容の事務となっておりますので、各課長を個人情報管理者として任命する予定であります。

次に、第4条で定める利用目的外の提供につきましては、保護審査会への報告に該当する内容で、詳細は、地下水汚染等が発覚した際に、井戸水を使用している世帯に対し、緊

急の連絡のため、構成団体から対象地区の水道世帯の利用状況の照会があった場合、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める人の生命、健康、生活または財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報、また、個人情報の保護に関する法律第96条第2項第4号に該当する相当の理由がある場合と判断し、提供するといった法令に基づくものに限定して提供することとしております。

次に、審査会の人数につきましては、現行の個人情報保護条例において5名以内と人数が定められております。現在は、構成団体に推薦依頼をし、それぞれの個人情報保護審査会から1名ずつ選出をいただき、任命を行っており、任期は2年間で、現在は4名で構成されております。各委員の方の略歴につきましては、過去に情報公開等に携わっていた課を経験され地方公共団体を退職された方が3名、弁護士の方が1名となっております。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

2回目の質疑、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質疑を行います。

現行の条例は、第1条の目的で、適正な取扱いの確保、個人情報の開示請求の市民の権利を明らかにすることで個人の権利を図ることの明記がありますが、施行条例の第1条の趣旨にはありません。

また、現行の第3条は実施機関の責務、第4条は市民の責務、第5条は事業者の責務などがあります。第9条は、目的外利用は本人の同意があるときと定めてあります。第16条は、開示しないことができる個人情報などがあります。

このたび定める施行条例は、こうしたことが明記されていません。個人情報の後退ではないかと考えますが、どのように考えているのでしょうか。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の新しく制定された個人情報の保護に関する法律の第1条に、目的として、この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき

義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすると示されております。この1条に示されておりますとおり、国と地方公共団体の責任を明確に区分し、義務を明確にすることが目的の一つとなっております。

今回の施行条例もこの目的に沿った内容となっておりますので、個人情報の取扱い実施の細目に関する事項のみを施行条例として制定しておりますので、この点を御理解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

取手市議会の根岸裕美子でございます。議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について、質疑をいたします。

まず一つ目、これまでの個人情報開示または外部提供の主な提出先と使用目的についてお伺いします。

二つ目に、第8条第2項に「直接交付する方法により受けようとする者」とありますが、直接交付でない場合はあるのかどうか、お伺いします。

三つ目、個人情報の管理が国に一本化されることにより、これまでの裁量権が狭められているのではないかと危惧していますが、どのように捉えているのでしょうか。

四つ目、今後、個人情報保護委員会に管理監督を受ける一方、必要な情報提供または助言を求めることが可能とされています。では反対に、個人情報保護委員会に対し、意見、異議を唱えることは可能なのでしょうか。

五つ目、個人情報の保護に関する法律では、匿名加工情報の活用も可能となります。匿名加工情報の提供の想定があるかどうか、お伺いします。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。秋田浩樹次長。

<秋田浩樹次長 登壇>

○秋田浩樹 次長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、これまでの個人情報開示、また外部提供の主な提出先と使用目的についてですが、開示請求につきましては、条例制定後、一回も請求はございません。

外部提供につきましては、利用目的外の提供は、先ほど伊藤議員の保護審査会への報告内容と同じですので、省略させていただきます。

水道事業に係る外部提供につきましては、水道料金システム、中止開栓検針業務、マッピングシステムなど、委託業者への提供が該当いたします。

今回の改正に当たり、新たに委託業者に対し誓約書として8項目を遵守することが追加で求められ、具体的には、廃棄に関しての写真による確認を発注元に求められること、場合により発注元が監査を行うなど、より厳しく管理が求められるものとなりますので、今後は、この基準に基づき厳格に取扱いをしまいたいと考えております。

次に、第8条第2項に「直接交付する方法により受けようとする者」とあるが、直接交付でない場合はあるかとの御質問につきまして、実際の例はございませんが、企業団の取扱いとして、基本的には直接交付を原則とします。しかし、遠隔地にお住まいの方が申請に来られた場合に、その際に本人の確認が取れた場合は、公開情報を後日郵送で対応することもあるかとは考えております。

次に、管理が国に一本化されることにより、これまでの裁量権が狭められるのではないかと危惧しているがどのように捉えているかにつきましては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していること、また個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関などの事務及び事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として今回の法律の改正がなされております。

こういった背景に基づく改正でありますので、管理はより一層厳格に行わなければならないようになり、事務負担が多くなることはありますが、企業団の裁量権が狭められるという認識はありません。

次に、個人情報保護委員会に対し、意見、異議を唱えることは可能かにつきましては、現在のところ、地方公共団体においてはこれから制度が始まる場所でございますので、まだお答えできる段階にないというのが現状であります。

次に、匿名加工情報の提供の想定はあるかにつきましては、現在、給水課において、不動産の売買などに関連して、マッピングシステムの画面に管の種類、口径が掲載された資料の写しを提供しております。この情報が、氏名、住所、水栓番号を削除してシステム上に明示しておりますので、行政機関等匿名加工情報に該当するものと考えておりますが、現在、個人情報保護委員会に問合せをしている段階でありますので、該当するものであれば、行政機関等匿名加工情報の新たな取扱い基準に基づき情報提供を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

以上で根岸裕美子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許可いたします。4番、北島 登議員。

< 4 番、北島 登議員 登壇 >

○4 番（北島 登 議員）

日本共産党、北島 登です。通告に従って、質疑を行います。

まず、議案第 1 号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例についてです。

この通告には、1 番、第 4 条に関わる質問を挙げておりますが、これは、これまでの質疑の中でその答弁がなされているので、この質問については取り下げます。

そして、第 8 条に、開示請求の手数料は法律 89 条では実費となっているんですが、これを無料にしたその理由はどうか、伺います。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。秋田浩樹次長。

< 秋田浩樹次長 登壇 >

○秋田浩樹 次長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第 8 条の開示請求の手数料についてであります。個人情報の保護に関する法律では実費となっておりますが、企業団の現行条例は無料となっております。また各構成団体も無料となっておりますので、サービスの低下、構成団体との均衡などを考慮し、無料といたしました。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

これで議案第 1 号の質疑は全部終わりました。

◇討論

○椎塚俊裕 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方ありませんか。

< 発言する者なし >

○椎塚俊裕 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

11 番、根岸裕美子議員。

< 1 1 番、根岸裕美子議員 登壇 >

○1 1 番（根岸裕美子 議員）

根岸裕美子です。議案第 1 号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条

例について、賛成の立場で討論をいたします。

このたびの国で一括して個人情報保護の取扱いを管理することについて、災害時であったり給付事業であったりに寄与する面は一定理解するものの、法整備の目的に仮名加工情報、匿名加工情報などの利活用に言及していることに非常に危機感を持っています。また、個人情報保護委員会での一括管理が、これまで各団体が有していた自治権、裁量権を侵害するものだとも考えております。

一方、このたびの茨城県南水道企業団の保護に関する法律施行条例については、疑問点は質疑にてただいま確認し、現状問題ないと考え、賛成をいたします。今後の動きをしっかりと注視してまいります。以上です。

○椎塚俊裕 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○椎塚俊裕 議長

これから議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○椎塚俊裕 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇日程第4 議員提出議案第1号

○椎塚俊裕 議長

日程第4、議員提出議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。13番、染谷和博議員。

<13番、染谷和博議員 登壇>

○13番（染谷和博 議員）

議員提出議案第1号について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

これは、先ほどの議案でも企業長より提案理由にありましており、個人情報の保護に関する法律の改正がございます。この改正後の新保護法において、議会は自律的な対応の

下、個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから、新保護法が定める規律の適用対象から除外されることになりました。

しかし、改正前の企業団個人情報保護条例において、議会は実施機関として定められており、新保護法の施行後も引き続き自律的な措置を講じる必要があると考えますので、新たに茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例として上程するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○椎塚俊裕 議長

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第1号の質疑を終わります。

◇討論

○椎塚俊裕 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方はいませんか。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○椎塚俊裕 議長

これから議員提出議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

＜賛成者起立＞

○椎塚俊裕 議長

起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇日程第5 議案第2号～議案第5号

○椎塚俊裕 議長

日程第5、議案第2号から議案第5号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

＜藤井信吾企業長 登壇＞

○藤井信吾 企業長

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

議案第2号、茨城県南水道企業団給水条例の一部を改正する条例につきまして、これは指定代理納付者制度から指定納付受託者制度へ制度を変更することに伴う地方自治法の改正によるもので、この改正に伴い、企業団の給水条例の一部に所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられる内容の地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、会計年度任用職員につきまして、企業団では規程を定めておりませんでしたので、今回の関係条例の改正に併せて、任用することができるよう内容を整備しております。

議案第5号は、令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

この予算書は、地方公営企業法施行規則に定めた様式に基づき作成をされております。

それでは、様式に従って御説明を申し上げます。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。

給水戸数は11万1,781戸、年間総給水量は2,560万立方メートル、1日平均給水量は6万9,945立方メートル、主な建設改良事業は、配水場更新工事9,284万円及び配水管布設工事4億3,285万円、配水管布設替工事24億2,191万4,000円等を予定しております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは当企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は73億4,957万2,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと1.9%の増となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は68億6,791万円を予定し、水道事業収益の93.4%を占めております。

次に、営業外収益の総額は4億8,166万1,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと9.7%の減となっております。そのうち、長期前受金戻入れは3億9,752万3,000円を予定し、水道事業収益の5.4%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は62億4,239万9,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと3.2%の増となっております。

主たるものを申し上げますと、営業費用が61億5,549万4,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億9,392万2,000円を予定し、営業費用の45.4%を占めております。営業外費用は8,300万5,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払い利息は8,099万5,000円であります。また、特別損失として170万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減等となっております。

以上が、第3条の収益的収支であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は建設改良工事の施行及び企業債の償還等に係るものであります。

収入につきましては、総額で16億743万7,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金が14億円、消火栓設置工事の負担金が800万円、下水道工事等に伴う配水管移設補償費の負担金が9,409万1,000円、生活基盤施設耐震化等交付金が1億534万6,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で37億3,336万1,000円を計上しております。その主な内訳を申し上げますと、拡張事業費として1億164万円、改良事業費として32億7,268万3,000円を予定しております。また、企業債償還金につきましては2億8,787万1,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。21億2,592万4,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4億2,717万7,000円、過年度分損益勘定留保資金16億9,874万7,000円を予定しております。

次に、第5条は、企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水管整備事業の財源といたしまして、14億円を限度額とした企業債の借入れをするものであります。

次に、第6条は、営業費用、営業外費用及び特別損失との間で、各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が5億5,948万1,000円、交際費が20万8,000円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第8条は、他会計からの補助金についてであります。構成市町の一般会計より児童手当負担金として325万6,000円の補助を受けるものであります。

最後に、第9条は、棚卸資産購入限度額を定めるものであります。6,520万8,000円を

予定しております。棚卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました案件の概要であります。よろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○椎塚俊裕 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号から5号までの質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

< 5番、杉森弘之議員 登壇 >

○5番（杉森弘之 議員）

2点、質疑をいたします。

最初に、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

指定代理納付者制度を指定納付受託者制度に変更し、納付の方法、委託対象等を変更することとあります。2021年4月1日の総務省自治行政局長の通知、地方自治法等における指定納付受託者制度の導入についてによれば、委託対象の拡大としては、まず1番、コンビニエンスストアにおけるバーコード等の読み取りによる納付、2番目にクレジットカード決済による納付、3番目にスマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付を想定しているようですが、県南水道企業団では、現在どのような範囲までを対象として委託しているのか、委託には手数料などの費用も発生するかと考えますが、委託の現状と問題点について、そして今後の委託対象の拡大をどのように考えているのか、お聞きします。

次に、議案第3号 茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

定年前再任用短時間勤務職員に関して、第12条では、当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう、としていますが、短い時間とは何時間何分であるのかお聞きします。例えば1週間当たり1分でも短時間と該当するのか、牛久市の会計年度任用職員のように1日15分、1週間で75分短くされただけでも短時間勤務、すなわちパートタイムとされるのかお聞きします。

関連して、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての第1条において、茨城県南水道企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正として、第2条で、短時間勤務の職を占める職員を定年前再任用短時間勤務職員と会計年度任用職員に改めるとしてありますが、現在、定年前再任用短時

間勤務職員と会計年度任用職員は何人程度いるのか、常勤職員と労働条件でどのような違いがあるのかお聞きいたします。以上でございます。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

杉森議員の御質問にお答えいたします。

議案第2号、水道事業給水条例の一部を改正する条例について、指定納付受託者への変更に伴う委託対象の拡大、クレジットカード決済、スマートフォンアプリの利用等の予定についてであります。現在、指定代理納付者制度を利用してクレジットカード決済、私人委託によりコンビニエンスストア決済を実施しております。

改正後は、このクレジットカード決済及びコンビニエンスストア決済を、指定納付受託者制度を利用し実施する予定としております。

スマートフォンアプリ等を使用した電子マネー決済の利用につきましては、水道利用者からの要望が少ないことから、現在のところは、導入は考えておりません。

次に、議案第3号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例第12条に関して、短時間勤務の規定についてであります。定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週15時間30分から31時間までの範囲で定められた時間となっております。

当企業団の現在の再任用短時間勤務職員は、週休日を1日増やし、週5日のうち4日勤務するようにしております。今後、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間も同様に行う予定であります。

また、会計年度任用職員につきましては、今のところ任用予定がありませんので、未定であります。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

以上で杉森弘之議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、議案第2号、議案第3号について質疑を行います。

議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、この改正理由と納付方法の具体的な変更の内容、変更時期、利用者への周知について伺います。

議案第3号 茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてです。

今度の定年延長で、職員の新規採用はどうなるのでしょうか。

二つ目に、特例の役職の給与はどうなるかについて。

三つ目に、60歳で退職したときの退職金は、定年延長に伴って、現在、自己都合退職と扱われてしまうのでしょうか。

四つ目に、再任用の給与はどうなるか、お伺いをいたします。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

議案第2号、水道事業給水条例の一部を改正する条例について、改正理由と納付方法の具体的な変更の内容、変更時期、利用者への周知についてであります。まず初めに、改正理由ですが、地方自治法の改正により、現行の指定代理納付者制度が指定納付受託者制度へ移行するため、規定の整備をするものになります。

次に、納付方法の具体的な変更内容ですが、指定制度の変更であり、納付方法等の変更はございません。

次に、変更時期、利用者への周知であります。変更時期は来年度4月1日を予定しております。利用者への周知は、地方自治法の規定により告示を行い、また企業団ホームページでもお知らせしてまいります。

次に、議案第3号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、まず初めに、定年延長で職員の新規採用についてであります。定年延長により働き方も多様になりますので、年度によって職員の大幅な増減のないよう、また年齢構成等のバランスを考慮しながら柔軟に対応し、新規採用を行ってまいります。

次に、特例の役職の給与はどうなりますかについてであります。管理監督職勤務上限年齢制の特例、いわゆる特例任用の給与については2種類あり、給与月額が7割水準になるものとならないものがございます。また、管理職手当に関しましては、現行どおりの支給となります。

次に、60歳で退職したときの退職金は自己都合退職と扱われるのではないかについてであります。60歳に達した以後、その者の非違によることなく、退職した者の退職手当については、当分の間、定年退職扱いとなります。

次に、再任用の給与はどうなりますかについてであります。定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員ともに、現行どおりの支給となります。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

2回目の質疑です。伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

すみません、ちょっと通告していないんですけれども、特例の役職の給与のことについて、7割になる人とならない人がいるというんですけれども、その違いについてだけ、お伺いします。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

準則では、例えばですけれども、同じ課の課長さんが60になって、そのまま続けられる、その職場に必要なので、その場合はそのままです。

60歳で別の課の課長になった場合には、想定されますが、その場合は7割ということになるというふうに準則で示されております。

なので、そのような形になると思います。以上になります。

○椎塚俊裕 議長

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

議案第5号、予算について質問します。

まず1点目が、予算説明書3ページに、費用増加の要因について「前年度期中における新電力会社との契約締結が影響している」とあるが、どの程度の費用増加が発生したのか。また、4月以降も電力料金の値上げが予想されていますが、その影響はどのようなふうに見込んでいるのか。

次に、予算書9ページ、資本的収入にある負担金、この負担金は誰が負担し、どのようなものなのか、内訳を教えてください。

次に、予算書の8ページ、収益的支出で資産減耗費2億6,623万1,000円とありますけれども、資産の減耗、まだ資産価値がある、減価償却が終わっていない資産、これを処分したということだと思んですが、その理由と内訳、これをお尋ねします。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。秋田浩樹次長。

<秋田浩樹次長 登壇>

○秋田浩樹 次長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議案第5号、予算説明書3ページの費用増加の要因についてお答えいたします。

まず、「前年度期中における新電力会社との契約締結が影響している」についてであります。費用の増加で最も影響の大きい各配水場の高圧電気料金で比較しますと、小売電力事業から撤退しました株式会社シナジアパワーでは、各配水場合計で昨年11月の電気使用量31万7,528キロワットアワーで、料金が948万6,599円でありましたが、新たに契約いたしました東京電力エナジーパートナー株式会社では、今年1月の使用量が32万6,761キロワットアワーで、料金は285万601円増の1,233万7,200円となり、使用量は異なりますが、比較して約30%の増加となっております。

また、4月以降電力料金の値上げが予想され、その影響をどう見込んでいるかにつきましては、新電力会社の東京電力エナジーパートナー株式会社による当企業団の直近1年間の電気使用量実績に基づいた電気料金の試算から、1億2,259万円との回答を得られましたので、令和4年度の予算の9,350万円に対しまして、先行きが不透明であるため、令和5年度予算では、3,850万円増の1億3,200万円を計上いたしました。増加率といたしましては、約41.2%となっております。

次に、予算書9ページ、資本的収入にある負担金の内訳についてであります。配水管移設補償費及び消火栓設置負担金となっております。

まず、配水管移設補償費については、下水道工事などに係る配水管移設補償であり、費用は移設する既存管の埋設年度の残価率を用いて算定しており、当該件数14件、9,409万1,000円を計上しております。

次に、消火栓設置負担金については、各構成団体等などからの依頼による負担金で、費用は当企業団が定めた単価表に基づき算出され、工事施工は企業団で行い、費用を各構成団体などに請求するものであり、800万円を計上しております。

次に、予算書8ページ、収益的支出で、資産減耗費2億6,623万1,000円の理由と内訳についてであります。老朽管更新工事及び構成団体などからの配水管移設依頼による布設替工事により、現金を伴わない固定資産除却費としまして4,427万7,103円、その他再利用済み量水器及び買替え車両の廃車などで121万2,704円、棚卸資産減耗費として、管路更新に伴い不要になった補修材の処分費などとして46万6,000円あります。

また、老朽化による戸頭配水場の旧公団系建屋解体工事などの撤去費用であります。現金の伴う固定資産除却費としまして1億5,818万9,000円、令和3年度より3年間の継続事業として行っております戸頭1系電気機械設備更新工事の最終年度を迎えましたので、更新となります受変電設備、自家発電設備、電気計装設備、排水ポンプ制御盤などに加え、その他配水場関係の現金を伴わない固定資産除却費としまして6,208万5,460円となっております。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

これで、議案第2号から議案第5号までの質疑が全部終わりました。

◇討論

○椎塚俊裕 議長

これから、議案第2号から議案第5号の討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方はありますか。

4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

議案第5号についての反対討論を行います。

昨年水道料金の値上げ以降、水道料が物すごく高くなったという声を多く聞きました。コロナ禍、そしてロシアによるウクライナ侵略など、そういう影響で昨年後半から急激な物価高が続いています。そして、今後も続くことが予想されています。

そうした中で、市民の負担軽減を図るべきではないでしょうか。水道料金の値上げは、生活に直結しています。それを、たとえ一時的な措置であっても軽減するというようなことを考える必要があると思います。以上の観点から、この議案に反対します。

議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○椎塚俊裕 議長

ほかに反対の討論をされる方はいらっしゃいますか。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

討論なしと認めます。

これで、議案第2号から議案第5号の討論を終わります。

◇採決

○椎塚俊裕 議長

これから、議案第2号から議案第5号までを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

まず、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

ては、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○椎塚俊裕 議長

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号 茨城県南水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○椎塚俊裕 議長

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○椎塚俊裕 議長

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○椎塚俊裕 議長

起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇日程第6 意見書案第1号

○椎塚俊裕 議長

日程第6、意見書案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

根岸裕美子です。意見書案第1号 茨城県企業局が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書の提案理由について申し上げます。

本文がそのまま提案理由となっておりますので、本文を読ませさせていただきます。

令和4年7月の概算では、日本の人口は、前年同月に比べ約80万人減の約1億2,484万人となっています。茨城県南水道企業団の構成4団体の給水人口は、令和2年度24万2,276人から令和3年度24万978人と1,298人減少しており、供給水量は令和元年、2年のコロナ禍の巣ごもり需要を例外として、今後ますます節水も進み、減少傾向が加速することが容易に想定できます。

そんな中、水道料金の原価の約半分を占める受水費は、長年にわたり、使用実績とは大

きくかけ離れた契約内容で茨城県企業局に支払われており、利用者への水道料金負担に跳ね返っています。

令和3年度決算で見ると、契約水量と1日最大給水量との差は1万888立方メートルであり、現行の基本料金で乗じると年間約1億6,800万円となっています。令和4年4月には、茨城県南水道企業団において、約40年ぶりに料金値上げが実施されました。今後も4年ごとの値上げ検討がされる予定です。

地球温暖化による気候変動に加え、令和4年2月に勃発したウクライナ戦争は、グローバル経済に大きな打撃となり、日本においても漏れなくその影響を受け、物価はうなぎ登りです。

様々な値上がり要因が懸念される中、使用実績を大きく上回る契約水量の費用負担は、利用者にますます重くのしかかります。過度な余分水量の買取りは、命の源である水を利用者に適正価格で提供することを妨げているものと考え、契約水量の減量を求めます。

県南西広域用水供給事業の統合による県西への水融通を可能とする事業を完了し、6,800立方メートルの契約水量の減量を早期に行うことを求め、意見書を提出するものです。よろしく御審議のほど、皆様の御賛同をお願いいたします。以上です。

○椎塚俊裕 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

質疑なしと認めます。

これで、意見書案第1号の質疑を終わります。

◇討論

○椎塚俊裕 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○椎塚俊裕 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○椎塚俊裕 議長

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

意見書案第1号 茨城県企業局が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○椎塚俊裕 議長

起立全員です。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、午後2時55分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時55分

○椎塚俊裕 議長

時間前ですけれども、全員おそろいのようなので、会議を再開したいと思います。

◇日程第7 一般質問

○椎塚俊裕 議長

日程第7、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、暮らしを圧迫する水道料金の引下げについてです。

昨年4月に、当企業団は、水道料金を平均23%の値上げを行いました。昨年12月末までの日本共産党が行った龍ヶ崎市民アンケートの中で、毎日の生活、暮らしはいかがですかの問いに、水道代が高過ぎる、今年春の水道料金23%値上げはとともきつかった、公共料金の負担が増え、水道料金については負担額の上昇幅が大き過ぎる、現在この方は24%、今後48%まで上がる、公共料金、物価の値上げにより暮らしが苦しくなったと実感しているなど、深刻な暮らしぶりがうかがえます。公共料金である高い水道料金引き下げてが、

利用者の思いです。

水道は、全ての人々の健康と暮らしに不可欠なものです。水道法の第1条には、清浄にして低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活改善とに寄与することを目的とすると定められています。

当企業団は、昨年4月から水道料金を引き上げています。そこで、お聞きいたします。水道料金を引き下げるために、浄水費の使用量と県に払う契約水量の差額は、利用者負担となっています。この契約水量を実態に合わせることにについて、お聞きします。

1点目は、令和5年度での契約水量と使用量との差について、契約水量と金額についてお聞きをいたします。

2点目は、物価高騰が続き、コロナ禍における経済の回復が戻らない中、収入も戻ってはいません。むしろ減っているのが現状ではないでしょうか。生活は厳しくなっています。契約水量と使用量との差について、利用者が負担することについての企業団の認識をお聞きします。

3点目は、契約水量の削減についてです。当企業団は、契約水量の削減について、県西広域水道との統合によって6,800立方メートルを削減すると言います。この削減は、統合の施設整備の進捗状況によると言いますが、早期実施が求められるところです。早期実現のための取組をお聞きします。

また、令和3年度の決算では、契約水量と1日最大給水量との差は1万888立方メートルです。削減はまだ足りません。契約水量と使用量の差を埋めるためのさらなる取組が必要です。その取組についてお聞きいたします。

4点目です。利用者は、水道料金は値上げされ、使っていない水の分まで水道料金を払うのは納得できないと怒っています。過大な契約水量は、国、県に責任があります。国、県にその負担を求めるべきですが、いかがでしょうか。

次に、水道料金の減額の取組についてです。

先ほども言いましたが、コロナ禍の経済の回復の遅れや、食料品をはじめ物価高騰が収まりません。帝国データバンクが1月31日発表しました主要食品メーカー195社の集計では、2月の値上げは5,463品目に上がり、昨年ピークだった10月に次ぐ水準と食品の値上げは続きます。生活はますます厳しくなっていくのが実態です。物価高騰の対策として、公共料金である水道料金の減額の取組が求められますが、いかがでしょうか。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。川井克治次長。

<川井克治次長 登壇>

○川井克治 次長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度の契約水量と予想される使用水量との差についてであります。予

定給水量から令和3年度の負荷率を用いて算出した1日最大給水量は、7万9,123立方メートルとなります。

令和5年度の契約水量につきましては、引き続き9万375立方メートルでありますので、水量の差は1万1,252立方メートルとなり、これに受水費の基本料金単価である1,290円を乗じて12か月分として計算しますと、約1億7,400万円となります。

次に、契約水量と使用量の差が利用者に負担を生じさせていることについてであります。が、物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響により、水道を利用されている皆様が厳しい生活状況に置かれていることは十分承知しております。

当企業団におきましては、県及び県企業局に対し、継続的に契約水量の減量や受水費の値下げに関する要望を行っておりますが、今後も引き続き要望活動を継続し、水道利用者の負担軽減につながるよう求めてまいります。

次に、県企業局の県南西統合に伴う契約水量の減量についてであります。この実施時期につきましては、統合に伴う施設整備が進み次第、順次、一部融通を開始することとされております。

統合の際には、この一部融通について、令和5年度もしくは6年度への前倒しを目指して進めていくことが示されておりましたが、県企業局に現在までの進捗状況を確認したところ、旧県南広域水道用水供給事業から旧県西広域水道用水供給事業へ水を融通するために必要な連絡管の整備については、今年度中の完成が予定されておりますが、旧県西広域圏における各受水点への送水ルート of 整備、送水のための増圧ポンプ場の整備など、水融通に必要な施設整備が進んでいないとの説明がありました。

また、当初予定していた旧県南広域から旧県西広域への融通量1万2,100立方メートルの減量分を1万4,500立方メートルと2,400立方メートル増量したことにより、新たに施設を整備する必要が生じたことから、当初目指していた令和5年度もしくは令和6年度中ではなく、令和9年度中の一部融通を目指すとの回答がありました。

また、既存の計画中の施設規模では、現状予定している以上の水量を旧県南広域から県西広域へ送水することはできないとのことで、さらなる県西への水融通に係る取組は行っていないとのことでした。

企業団の取組といたしましては、県及び企業局に対して、これまで毎年、企業団単独で要望活動を行ってまいりました。その中で、旧県西広域の受水団体でさらなる需要が見込める場合には、旧県南広域の余剰水量を融通すること、また一部融通の開始時期の前倒しを図るよう、重ねて要望してまいりました。

次に、過大な契約水量の負担を国、県に求めるべきとの御質問であります。が、契約水量は、各受水団体の計画1日最大給水量を基に設定しており、水道用水供給事業である県企業局が施設を維持するために必要な経費を、各受水団体が契約水量に応じて案分し負担しているものです。

これまでも御説明してまいりましたとおり、県企業局の料金体系は、基本料金と使用料金による二部料金制となっており、基本料金の算定の基礎となる計画1日最大給水量を使用料金のように実態に合わせて変動させてしまいますと、県の用水供給事業としても資産を維持していくために必要な費用を確保することができなくなります。

しかしながら、県企業局へ支払う受水費は、当企業団の収益的支出に占める割合が高く、経営に大きく影響を及ぼしております。そのため、県及び県企業局に対しては、水道利用者の負担軽減につながるよう継続的に受水費の値下げを要望しておりますが、今後も引き続き契約水量の引下げ、旧県西広域への水融通の前倒しと併せて、粘り強く求めてまいります。

次に、水道料金の減額についてであります。先ほど申し上げましたとおり、水道使用者の皆様の生活も大変厳しい状況であることは当然認識しておりますが、今後の水需要の減少が見込まれる中で、大幅に増加していく老朽化施設の更新、大規模災害に備えた施設の耐震化を進めていくためには、これを賄うための財源を確保していく必要がございます。

当企業団の財政状況におきましても、機材や電気料金の値上げなど物価上昇が大きく影響を及ぼしており、厳しい経営状況が続きますが、今年度、料金を改定させていただいて得た財源を基に施設の更新及び耐震化に最優先で取り組んでおりますので、水道料金の減免などにつきましては予定しておりません。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

< 4番、北島 登議員 登壇 >

○4番（北島 登 議員）

日本共産党、北島 登です。質問通告に沿って、質問を行います。

1番目は、水道事業の広域化について。

昨年2月議会で、この問題について質問しました。そのときの答弁で、県の水道ビジョンに沿って令和4年度に研究会が設置され、調整検討が図られ、準備が整った圏域から準備会に移行し、統合条件の作成、参加有無の確認がなされた上で法定協議会の設立へと進むということでしたが、広域連携についての研究会の開催状況とその内容はどんなものだったのか。

そして次に、昨年5月に策定された県南西地域水道基盤強化計画についてです。

この計画書では、本水道基盤強化計画は、茨城県水道ビジョンとの整合を図りつつ、県南西広域水道用水供給事業を着実に推進し、県南西地域の水需要の過不足の緩和を図ることにより、県南西地域全体の水道の基盤強化を実現するため、水道法5条の3に基づき策定するものとあります。これは行政の考え方ですが、地域住民にとってどうなのでし

ようか。当企業団にとって、この基盤強化によるメリット、デメリットは何か伺います。

そして、その計画の中には、大規模災害による対策、これを取る必要があると課題として示されていますが、この近年、気候温暖化の影響もあって、様々な災害が激化しています。また、首都圏の地震の危険性も相変わらずです。2011年に起こった東日本大震災のときには、県南広域では21万4,000戸で断水が発生しました。また、2015年の関東・東北豪雨災害では、およそ1万2,000戸で断水しました。このときは、幸い県南広域での断水はありませんでした。今後予想される災害への対策及び当企業団で対象となる施設はどんなものがあるのか、伺います。

この計画の中で様々な課題が挙げられていますが、その一つに施設の耐震化、配水池の統合が書かれています。県南水道企業団ではどのように考えているのか、伺います。

最後に、県西地域への契約水量の融通の見通しはどうか。もうこの計画書全体を見ると、非常に具体性に乏しいんですね。どこのどういう施設をどうするかということについて、あまり明確になっていない、まだ。ところが、はっきりしているのは、先ほどの答弁にあった県南、県西の水融通の施設を進めると。ただ、その時期がいつまでかということについては明記されていませんけれども、この見通しについては、先ほどの答弁のままなら、答弁は結構です。以上。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。川井克治次長。

<川井克治次長 登壇>

○川井克治 次長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道事業の広域連携についての研究会についてであります。茨城県におきましては、今年度、広域連携等に係る研究会が設置されまして、これまで全体会が2回、旧県南広域圏地域部会が4回開催されております。

当該研究会につきましては、初回の会合の際に月一回程度の開催を予定しているとの説明がありましたが、実際には2か月に一回に満たないペースでの開催となっております。会議の内容も、分析不足や将来予測に問題があったことなどが影響して具体的な検討に至っておらず、広域連携の手法やその効果などについては全く議論されていない状況にとどまっております。

次年度以降につきましては、検討調整会議と名称は変わりますが、その中で継続して調査分析を行っていくことが示されておりますので、当企業団としても、引き続き会議に参加しながら、効果的な広域連携の在り方について議論してまいります。

次に、茨城県が策定した県南西地域水道基盤強化計画についてであります。まず、当企業団のメリットといたしましては、旧県南広域水道用水供給事業から旧県西広域水道用水供給事業の給水区域へ浄水を融通することにより、契約水量が6,800立方メートル減量

されることとなります。これにより、受水費を税抜きで年間1億526万円削減することが可能となります。

デメリットといたしましては、水融通のために必要な施設整備を行うこととなりますので、整備費は県企業局が全額負担するものの、これら施設に係る減価償却費などの負担が受水費にも反映していくこととなります。ただし、当該事業における旧県南広域と旧県西広域の費用の負担割合が確定しておりませんので、旧県南広域の料金にどの程度影響を及ぼすかは不明です。

次に、大規模災害における施設被害対策につきましては、当該計画において、圏域内において危機管理マニュアルを制定していない事業体に策定を促し、令和12年度までに全事業体で策定できるよう求めていくことが示されています。

次に、当該計画における施設の耐震化、配水池の統合についてであります。当該計画の中で数値目標を定めて、水道事業者、水道用水供給事業者における浄水場、配水池、基幹管路の耐震化率を向上させるための取組を強化していくことが示されておりますが、配水池統合に関わる記述はございませんので、当該計画の範囲外となります。

また、県西地域への融通の見通しにつきましては、先ほど伊藤議員の御質問でお答えしたとおりであります。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

2回目の質問です。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

1点だけ、お伺いします。

先ほどの全協で配付された資料、あれを見ると、スケジュールは年度ごとにしっかり決まっている。しかし、実際の状況は、先ほどの答弁を聞きますと、ほとんど進展していない。しかも、あのスケジュール表によると、2023年度、ここでほとんどの内容が決めなければ駄目だということになっています。そんな状態で、きちんとした分析、先の見通し、そういったことができるのかどうか、非常に疑問に感じました。

こういった点で、県南水道がその統合の中に入るのか、統合せず単独の経営を進めていくのかの判断も非常に難しいと思います。私自身は単独でいくべきという考えを持っていますけれども、県南水道企業団としてどのような考えなのか、お聞きします。

○椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

この間の研究会の内容については、先ほど答弁させていただいた内容です。非常に、私たち参加している者も歯がゆい内容になっていることは事実です。

しかし、スケジュールをお示しさせていただきましたが、県としてはあのスケジュールでいきたいという県の案でありますので、私たち参加する企業団の職員としては、しっかりメリット、デメリットが出せる資料の提示をしっかりと求めてまいりたいと考えております。以上であります。

○椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終結します。

○椎塚俊裕 議長

以上で、今定例会に付託されました日程は全部終了しました。

令和5年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時21分 閉 会

- 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 5 番

議員 6 番